アスモア税理士法人

2026.10.15 発行

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。ようやく秋の気配を感じられる季節となりました。寒暖差が大きい時期ですので、体調管理にお気を付けください。今回は、「無予告の税務調査」についてご紹介いたします。

「無予告の税務調査があった場合の対応」

税務調査は年間を通して行われますが、今回は税務調査のうち**「無予告で税務調査があった場合の対応」**についてお知らせします。

税務調査には「強制調査」と「任意調査」があります！

強制調査　…　裁判所の令状により、国税局査察官（マルサと称される）が大口で悪質な脱税等に狙いを定めて行う税務調査です。

任意調査　…　納税者が提出した申告書や他の資料情報などに基づいて、税務署内で行う、「机上調査」と、税務調査官が納税者の事務所や店舗などに出向いて行う、「実地調査」があります。一般的な税務調査とは、この「実地調査」のことで、納税者に同意･確認しながら進める税務調査です。**通常は、税務署から事前に調査の通知があります。**　しかし、任意調査において事前の通知や連絡なしに税務調査官が突然訪れるケースがあります。これが、無予告の税務調査というものです。

無予告の税務調査の対象はどんな業種？

無予告調査が行われやすい業種は、通常飲食店などの現金商売を行われている方々に多いです。理由としては、現金の資料は証拠を廃棄されると不正を見つけることが困難になるためです。ただし、飲食業以外でも事前に通知すると調査を適正に行うことができないと税務署が判断した場合には、無予告の税務調査が行われる可能性があります。

もし無予告での税務調査があった場合の対処法３つ！

①決して会社内や店舗内に入らせない。
→天候に関わらず、外で待ってもらうことがポイントです。店舗等の場合、店先で待たれることが営業に差し障りがあるなら、離れた場所で待ってもらいましょう。

②すぐに顧問税理士に電話する。

③社長や経理担当者、顧問税理士に予定があるならば、日程変更をする。
→調査官は食い下がるでしょうが、その日に十分な対応をすることはできませんので日程変更を行います。（法的に問題はなく、その後の税務調査で不利になることもありません。）

無予告の税務調査があった場合でも絶対にそのまま受け入れることはせず、慌てることはありませんので落ち着いて対応しましょう。

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽に**アスモア税理士法人**にご相談ください。
ＴＥＬ：０９２－７２６－２３５０